

景観形成重点地区での屋外広告物の許可基準を定めています

特に歴史的な特徴のある地区など、重点的に景観の保全や誘導を行う地区である景観形成重点地区においては、通常の規制基準のほか、景観特性に合わせて設定した、地区毎の屋外広告物の基準を定めています。景観形成重点地区における屋外広告物の表示等について市長の許可を受ける場合は、この基準に適合することが必要です。

1 対象行為

行為内容	対象規模
特徴のある地区内の屋外広告物の表示、設置、変更又は改造	・ 1事業所等につき表示面積の合計が、10㎡を超える屋外広告物

2 特徴のある地区内の屋外広告物の景観形成基準

①景観形成重点地区「東山手・南山手地区」における屋外広告物の景観形成基準

地区区分	景観形成基準
全域	・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。 ・ 屋上広告は設置しない。 ・ 地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。

※屋外広告物の種類及び規格は、長崎市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第6号）第10条による。

②景観形成重点地区「中島川・寺町地区」における屋外広告物の景観形成基準

地区区分	景観形成基準
全域	・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。
風頭緑のゾーン	・ 突出広告、屋上広告は設置しない。 ・ 建築物等の塔屋部には広告物を設置しない。
寺町通り歴史のゾーン まちのゾーン	・ 突出広告は、集合化する。 ・ 建築物の1、2階部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。 ・ 建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。
中島川水辺ゾーン	・ 屋上広告は設置しない。 ・ 突出広告は、集合化する。 ・ 広告塔、広告板、屋上広告、地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。

③景観形成重点地区「館内・新地地区」における屋外広告物の景観形成基準

地区区分	景観形成基準
全 域	・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。
唐人屋敷ゾーン	・ 和風・中国風の賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・ 建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。
広馬場商店街ゾーン	・ 大正レトロ風の賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・ 建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。
新地ゾーン	・ 中国風の賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・ 建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。

④景観形成重点地区「平和公園地区」における屋外広告物の景観形成基準

地区区分	景観形成基準
全 域	・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。
公園ゾーン	・ 松山町交差点から松山高架橋間及び長崎電気軌道の軌道境界及び停留所の敷地境界から1.5m以内は、広告物を設置しない（ただし、自家用広告物を除く）。 ・ 屋上広告、突出広告、ネオン管その他の照明を使用する広告物は設置しない。
住宅地ゾーン 文教ゾーン 天主堂ゾーン 運動公園ゾーン	・ 屋上広告、ネオン管その他の照明を使用する広告物は設置しない。
商店街ゾーン	・ 賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・ 屋上広告、ネオン管その他の照明を使用する広告物は設置しない。ただし、3階以下の部分に設置・表示するものを除く。
沿道ゾーン	・ 長崎電気軌道の軌道境界及び停留所の敷地境界から1.5m以内は、広告物を設置しない（ただし、自家用広告物を除く）。 ・ 屋上広告、ネオン管その他の照明を使用する広告物は設置しない。ただし、3階以下の部分に設置・表示するものを除く。

⑤景観形成重点地区「外海（出津・牧野、大野）地区、深堀地区」における屋外広告物の景観形成基準

地区区分	景観形成基準
全 域	・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。 ・ 屋上広告は設置しない。 ・ 建築物等の塔屋部には広告物を設置しない。